

平成29年度 サポートセンターはなのこみち事業計画

『 一般及び指定特定相談事業 』

平成29年4月1日～平成30年3月31日

1) 利用者支援の具体的なあり方

- ① 「特定相談支援」運営規定の第1条から第15条、「地域移行支援及び地域定着支援」運営規定の第1条から第16条に基づいて支援を行う。

2) 利用者支援の具体的内容

1. 福祉サービスの利用援助

- ① 来所や電話での相談をはじめ、利用者本人及び家族等の状況により、自宅や日中活動場所等に訪問し相談を行う。相談にあたっては、本人の意思を尊重したうえで的確にニーズを把握し、本人が理解・納得し選択できるよう、必要な情報を提供・説明し、サービス利用につなげていけるよう支援する。
- ② 本人及び家族等の状況に応じて、利用者申請や代理申請を行う。
- ③ 障害者基幹相談支援センターと積極的に連携を図り、本人や保護者等へ情報提供及び助言を行えるよう努める。
- ④ 地域住民の方々への情報提供や、より身近に相談していただけるよう地域福祉ネットワークとの連携を図る。

2. 社会資源を活用するための支援

- ① フォーマル、インフォーマルに関わらず、それぞれの利用者のニーズに応じた情報提供や利用の援助を積極的に行う。
- ② 各サービス事業所等と連携を図り、中立公平の立場で、各事業所の強みや特色を把握し、より利用者のニーズに合った情報提供・斡旋を行う。
- ③ 利用にあたっては、利用者本人が選択できるよう、パンフレット等の活用や説明方法を工夫しながらわかりやすい情報提供を心がける。必要に応じて見学や同行支援等を行い、本人が実際のサービス利用をより具体的にイメージができ、利用につなげていけるように支援をする。
- ④ CSW や民生委員・児童委員と連携を図り、地域に密着した社会資源の情報収集と活用に努める。

3. 社会生活力を高めるための支援

- ① 健康管理、余暇活動の助言・指導などを通じ、生活の質の向上を支援する。
- ② 地域のイベントやサークル活動の情報提供や参加の機会を提供し、地域住民としてより豊かな生活を送れるように支援する。
- ③ 市役所をはじめ、公共施設に積極的に立ち寄り、地域での講座やイベントの情報収集を行い、情報提供を行う。

4. 権利の擁護のために必要な援助

- ① 成年後見制度や日常生活自立支援事業などに関する情報提供や利用の援助を行う。
- ② 虐待や権利侵害の早期発見や予防のために、障害者基幹相談支援センターおよび障害者虐待防止センターなどの専門機関と連携を深める。
- ③ パンフレットやポスター、法人ホームページ等を活用し、地域に対して障害者虐待についての情報を積極的に発信する。
- ④ 人権に対する意識向上のため、研修等に積極的に参加する。

5. 障害者基幹相談支援センターとの連携

- ① 日常的に障害者基幹相談支援センターと報告・連絡・相談など密にし、情報共有を図るとともに、地域における相談支援が円滑に行えるよう努める。

6. 自立支援協議会の運営協力

- ① 定例会、各部会の運営に積極的に協力し、市や関係機関と活発な運営が行われるように努める。

3) 新規利用者受け入れについて

- ① 昨年度より、特定事業所加算を取得したので、積極的に堺市内のセルフプラン者に計画相談がつくように、専門機関や行政と連携し契約を行っていく。

4) 職員について

1. 体制及び営業日・時間、サービス提供日・時間について

- ① サポートセンターはなのこみち：専従3名、はなのこみち（グループホーム、ケアステーションらふたあ：常勤兼任1名、サニー・サイト非常勤兼任1名の体制で支援する。
- ② 営業日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、8月13日から15日まで、12月29日から1月4日までを除く。ただし、緊急を要する場合は営業、サービス提供とする。
- ③ 営業時間は、午前9時00分から午後6時00分までとする。
- ④ サービス提供時間は、月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、8月13日から15日まで、12月29日から1月4日までを除く。
- ⑤ サービス提供時間は、午前9時00分から午後5時00分までとする。

2. 事業所内での取り組み

- ① 定期的に事業所内で各担当ケースについて報告・共有・検討する場を持ち、実践を通して相談支援員同士で学び合うことによりスキルアップを図る。
- ② 外部研修受講後は、受講内容を事業所内で共有し、人権意識の向上及びスキルアップに努める。

3. 外部研修の活用

- ① 相談支援従事者として必要な人権意識や知識、技術の向上を図るため、各機関等が主催する研修会に積極的に参加する。

4. 防災・避難訓練の実施と事故防止対策・対応

- ① 『グループホーム』と同様とする。

5. 社会福祉法人の地域社会への貢献

- ① 創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」の推進を図るため、各地域で取り組まれている実践事例や関係機関との交流、会議を通じて、「地域が抱える課題」「ニーズ」などの情報収集を行う。中区内の民生委員とも連携し、「生活困窮者」への相談等、積極的にアプローチをしていく。